

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県下北郡東通村

2. 構造改革特別区域の名称

東通村英語教育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

青森県下北郡東通村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

東通村は、本州最北端青森県下北半島の北東部に位置し、東は太平洋、北は津軽海峡に面し、西はむつ市、横浜町と接し、南北に細長い形状をした地域である。面積は、294.36km²で、東京都の区部の約半分ほどの広さであり、その約80%は山林・原野で占めているが、比較的なだらかな丘陵を形成している。海岸線は、北東端の尻屋崎を挟んで、津軽海峡と太平洋に面して約6.5kmにも及び、太平洋岸には、幅約1km長さ10km以上にわたる猿ヶ森砂丘が広がるなど、豊かな自然に恵まれた地域で、独自の景観を形成している。

明治22年の町村制施行以来、村内に中心地が無いことから、隣接するむつ市に役場庁舎を置く、全国でも珍しい自治体であった。昭和63年に、村の地理的中心地である砂子又地区に役場庁舎を移転し、中心地として整備が始まったが、現在約8千人ほどの人口は、村内大小29の集落に散在している。

そのため、平成16年度で小学校は16校、中学校6校と、人口に対して学校数が多く、うち4校は小学校と中学校の併置校、9校は複式学級を伴う極小規模の学校であった。

また、村には義務教育後に進学する高等学校は無く、大学や短大などの高等教育機関も、村から通える距離には無い状況にある。

そこで、村では、高校の通学バスの支援や大学進学の際の奨学金制度を設けるなど、義務教育以外での教育環境の充実に努めている。

このような当村において、学校は地域のコミュニティの中心としての意義が極めて大きく、子供たちにとって、豊かな自然と温かな人間関係の中で、伸び伸びと学習できる

すばらしい環境であった。

しかし、高校進学や高等教育機関へ進むための学力に関しては、多くの子供たちにとって、決して恵まれた教育環境とは言えない状況である。

このことは、平成17年度の小学校5年生と中学校2年生を対象に実施されている青森県学習状況調査において、殆どの教科で県の通過率を下回るという結果をみても明らかである。

平成16年3月、東通村長の諮問機関である21世紀東通村教育デザイン検討委員会より、東通村総合教育プラン「教育環境デザインひがしどおり21」の答申を受けた。平成17年度から、実施主体を教育委員会に移管し、教育環境の充実に努めているところである。

本答申では、「21世紀の国際的リーダーと村をリードする次世代の優秀な人材の輩出。」と「子供を持つ世帯に魅力的かつ先進的な教育の村として確立し、定住志向を高め、県内外からの移住取り込みを図る。」という2つの目標を掲げている。

更に、目標達成のためには、保護者・住民が深く学校教育に参画し、教育に対する気運を醸成し、保護者・住民・学校・教育行政が一体となって取り組んでいくことが必要であると提言している。

併せて、当村では、教育環境の整備のため、平成17年4月に児童数の減少の続く小学校11校を統合し、中心地区に東通小学校を開校し、更に、平成21年を目標に残り5校の東通小学校への吸収統合を進めている。

また、現在3校ある中学校も統合を進め、平成20年4月の開校を目指して、東通小学校に隣接して建設事業等を進めている。

同様に、現在10園ある乳幼児施設にいたっても、将来、認定こども園として1園に統合し、小学校と中学校に隣接して設置し、幼小中が一貫した学園としての教育環境の実現を目指している。

このように、村では、本答申を基に、乳幼児施設における乳幼児教育から、小学校・中学校の義務教育までの一貫した教育の中で、村独自の先進的かつ高度な教育活動を展開し、学力の向上と個性の伸長を図りながら、総合的な教育環境の充実に積極的に進めているところである。

5. 構造改革特別区域計画の意義

当村は、昭和40年に原子力発電所の誘致を決定し、昨年度、東北電力1号機が運転を開始した。更に、東北電力1基、東京電力2基の建設計画が進行しており、村は原子力発電所との共生による発展を進めている。

また、全国的に市町村合併が進んでいる中、当村は1万人足らずの人口ではあるが、他市町村との合併はせず、単独の道を選択し歩むこととなった。

このような状況で、地理的に恵まれない当村が発展していくためには、住みよい環境づくりが最も大切であると考えます。

特に、原子力発電所などに代表されるように、村においても高度技術化の進む中で、子供たちが様々な科学技術に関心を持ち、立派な国際人として、夢を持って活躍できる力を育む教育環境を整備することは、欠かすことのできない条件である。

当村の児童生徒の現状から、平成17年3月に答申された東通村総合教育プランでは、学力の向上や個性の伸長を図るための30の施策（デザイン）が提案されている。村では、本答申の内容を基に、基本計画・実施計画の策定に取り組んでいる。

本答申では、「21世紀の国際的リーダーと村をリードする次世代の優秀な人材の輩出。」と「子どもを持つ世帯に魅力的かつ先進的な教育の村として確立し、定住志向を高め、県内外からの移住取り込みを図る。」という2つの目標を掲げている。経済や社会のグローバル化・ボーダレス化が進展する現代の国際化社会において、次代を担う子供たちが国際社会で大きく羽ばたいていくためには、相手を理解する国際感覚と英語によるコミュニケーション能力を育成することが必要であり、柔軟性や適応力の高い早期の段階から英語教育に取り組むことが重要であるとされている。

このことから、本構造改革特別区域計画による規制の特例により、小学校全学年の教育課程に「英語科」を設置し、村内の全ての小学校において、英語の授業を実施し、児童が自分の考えや身近なことを英語で伝えようとするコミュニケーション能力の基礎を培うとともに、外国の文化等に触れる機会を通じて、豊かな国際感覚を備えた人間の育成を図り、本答申の目標である「21世紀の国際的リーダーと村をリードする次世代の優秀な人材の輩出。」を達成していきたいと考える。

6. 構造改革特別区域計画の目標

平成17年3月、東通村長の諮問機関である21世紀東通村教育デザイン検討委員会より答申がなされた東通村総合教育プランの目標である「21世紀の国際的リーダーと村をリードする次世代の優秀な人材の輩出。」と「子どもを持つ世帯に魅力的かつ先進的な教育の村として確立し、定住志向を高め、県内外からの移住取り込みを図る。」ことが、本構造改革特別区域計画の目標でもある。更に、本計画を推進することにより、村民の定住志向を高めるとともに、村の活性化に繋げていきたい。

現在、村では、第9回構造改革特別区域計画で認定を受けた、東通村「わが村の先生制度」特区に基づき、平成18年4月より、村費負担教員を5名配置し、そのうち英語専科教員を東通小学校に1名、北部中学校に1名を配置している。また、村が独自で採用している英語教育推進員（CEE）と外国語指導助手（ALT）を各1名配置し、村内全小学校及び中学校に定期的に派遣している。

平成18年度は、村費負担英語専科教員と英語教育推進員（CEE）、外国語指導助手（ALT）がチーム・ティーチングにより、小学校からの英語活動を展開している。

平成19年度からは、本構造改革特別区域計画による規制の特例により「英語科」を設置し、村内全ての小学校において、英語の授業を実施することで、異文化への理解を深めるとともに、英語への興味と関心を高めていく。

小学校段階で児童が自分の考えや身近なことを英語で伝えるコミュニケーション能力の基礎を培い、中学校卒業時には、堂々と自信を持って英語でのコミュニケーションができる力を付けさせたい。更に、外国の文化等に直接触れる機会を設け、豊かな国際感覚を備え、国際社会で活躍できる人材を育成することを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的効果

小学校段階から英語教育を展開することで、豊かな国際感覚の育成と英語によるコミュニケーション能力が身に付けられ、国際社会に大きく羽ばたいていけるための資質・能力・態度が育成され、グローバルな視点で地域経済を担う人材が輩出される。

また、当村は、国策である原子力発電所が立地され、国を代表する一線級の民間企業と人材の流入が非常に多く、高度技術化に対応した村づくりを進める事が欠かすことのできない条件である。

よって、本構造改革特別区域計画による小学校段階からの英語教育の取り組みが基盤となって、村民の国際意識が涵養されることにより、魅力的な村づくりを進めていくことが可能となる。

更に、教育の成果はすぐに現れるものではないが、構造改革特別区域計画事業を進め、教育の村として確立することで、村民の定住志向を高め、更に、県内外からの移住取り込みが図られ、地域の発展に繋がっていくものとする。

8 特定事業の名称

8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 東通村英語教育推進委員会の設置

東通村英語教育推進委員会を設置し、小学校段階からの英語教育指導計画書及び年間計画の策定、評価研究、テキストやワークシートの検討、教材研究、研修企画の立案を行っていく。

また、有識者を招聘し、当村独自の理想的な英語教育のあり方についての検討を重ね、指導計画書等の策定に反映していく。

(2) 小学校村費負担教員（英語専科）の配置

第9回構造改革特別区域計画で認定を受けた、東通村「わが村の先生制度」特区に基づき、平成18年4月より、村費負担英語専科教員を東通小学校に1名配置した。

平成18年度は、村費負担英語専科教員が中核校である東通小学校において、英語教育推進員（CEE）と連携して、英語活動を行っていく。また、同時に小学校と中学校の一貫した英語教育の研究を行っていく。

平成19年度以降は、更に、小学校村費負担教員（英語専科）を増員し、よりきめ細やかな小学校の英語教育を展開していく。

(3) 中学校村費負担教員 (英語専科) の小学校派遣

第 9 回構造改革特別区域計画で認定を受けた、東通村「わが村の先生制度」特区に基づき、平成 1 8 年 4 月より、村費負担英語専科教員を北部中学校に 1 名配置した。

平成 1 8 年度は、村費負担英語教員が配属校である北部中学校のみならず、村内各小学校に派遣し、外国語指導助手 (A L T) と連携して、英語活動を行っていく。また、同時に、小学校と中学校の一環した英語教育の研究を行っていく。

平成 1 9 年度以降は、小学校村費負担教員 (英語専科) や英語教育指導員 (C E E) 及び外国語指導助手 (A L T) と連携して、小学校と中学校で一環した英語教育を実践していく。

(4) 英語教育推進員 (C E E) ・ 外国語指導助手 (A L T) の設置

現在、村では村費負担で英語教育推進員 (C E E) を東通小学校に 1 名、外国語指導助手 (A L T) を小田野沢小・中学校に 1 名の計 2 名を配置している。

平成 1 8 年度は、乳幼児施設・小学校・中学校に定期的に派遣しながら、小学校においては、東通小学校に配置した村費負担教員 (英語専科) と連携して、英語活動を行っている。また、同時に小学校と中学校の一貫した英語教育の研究を行っていく。

平成 1 9 年度以降は、村費負担教員 (英語専科) と連携して、小学校及び中学校で一環した英語教育を実践していく。

(5) 小中一貫英語教育授業研究会の実施

中学校は平成 2 0 年 4 月に 1 校に統合し、小学校は平成 2 1 年に 1 校に統合する計画である。

平成 1 8 年度は、その中核校である東通小学校と北部中学校が連携して、小中一貫英語教育授業研究会を開催し、平成 1 9 年度からの本特区による小学校からの英語教育に繋げるとともに、小学校と中学校の一貫した英語教育の授業実践研究を行っていく。

(6) 教育環境デザインひがしどおり 2 1 検定チャレンジ制度の実施

平成 1 8 年度より、小学校と中学校の教育活動において、上位資格取得のための向上心を醸成しながら、自らの能力を開発するために、主体的に学習に取り組めるように、各種検定費用を村費で助成する「教育環境デザインひがしどおり 2 1 検定チャレンジ制度」を設けた。

この制度により、村内各小学校において、平成 1 8 年度から英語検定等の受

験が活発になされ、日頃の英語活動の成果を生かすことで、多くの子供たちが自信を持ち、英語の学習等に積極的に取り組めるようになる。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1. 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

青森県下北郡東通村内の全村立小学校

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成19年4月1日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

青森県下北郡東通村

(2) 事業が行われる区域

青森県下北郡東通村内の全村立小学校

(3) 事業の実施期間

平成19年4月1日から下記5(2)の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

(4) 事業により実施される行為や整備される施設などの詳細

東通村内の全村立小学校において、小学校1年生から小学校6年生までの教育課程に「英語科」を新設する。

英語科の授業時数は、平成19年度は、小学校1年生は年間34時間、小学校2年生から小学校6年生までを年間35時間として設定し、教育課程の編成年間授業時数の増加と総合的な学習の時間の移行により確保する。

また、平成20年度は、小学校6年生の授業時数を年間70時間とする。

以降、毎年度、英語科の評価を行い、授業時数への反映を行っていく。

評価及び評価方法は、東通村英語教育推進委員会において毎年度検討する。
英語科は、東通村英語教育推進委員会で検討する英語教育指導計画書及び年間計画、テキストやワークシート、教材によって行うこととする。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 取り組みの期間等

平成19年4月1日から「英語科」を新設し、小学校段階からの英語教育を開始する。

また、特例措置の適用の効果をより一層高め、教育内容の充実を図るため、毎年度、東通村英語教育推進委員会により本取り組みの効果を検証し、評価をしながら、教育課程の見直しを図っていく。

(2) 教育課程の基準によらない部分

学校教育法施行規則第24条第1項で規定する教科の他に「英語科」を加える。

学校教育法施行規則第24条の2で規定する授業時数を改める。

小学校1年生は、英語科を34時間とし、教育課程の編成年間授業時数を34時間増加する。

小学校2年生は、英語科を35時間とし、教育課程の編成年間授業時数を35時間増加する。

小学校3年生は、英語科を35時間とし、総合的学習の時間から20時間移行し、教育課程の編成年間授業時数を15時間増加する。

小学校4年生から小学校6年生は、英語科を35時間とし、総合的学習の時間から30時間移行し、教育課程の編成年間授業時数を5時間増加する。

学校教育法施行規則第25条で規定する内容に加え、「英語科」の教育課程を編成する。

(3) 計画初年度教育課程の内容等

実施内容

a. 英語科の設置

東通村内の全村立小学校において、小学校1年生から小学校6年生までの教育課程に「英語科」を新設する。

英語科の授業時数は、平成19年度は、小学校1年生は年間34

時間、小学校2年生から小学校6年生までは年間35時間として設定し、教育課程の編成年間授業時数の増加と総合的な学習の時間の移行により確保する。

b . 英語科の内容

東通村では、将来、国際社会の中でも堂々と活躍できる人材の育成を目指している。

しかし、当村のように英語や他国の文化に直接触れる機会が少ない環境では、現行の中学校からの英語の学習や小学校の総合的な学習の時間の少ない断続的な国際理解教育では、求める能力を育てることは困難な状況といえる。

そこで、小学校1年生の段階から、言語や文化に対する興味・関心を高め、積極的に英語等でコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるため、歌、ゲーム、クイズ、スキット等の音声を重視した英語教育や体験的な学習を体系的に計画し、実践することで、将来の生きた力を育てる英語教育を目指すものである。

平成19年度教育課程年間授業時数

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画・工作	家庭	体育	英語科				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34	34		816
	272		114		102	68	68		90	34	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35	35		875
	280		155		105	70	70		90	35	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	85	925
	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	75	950
	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	80	950
	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	80	950
	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	110	945

下段の数字は、学校教育法施行規則に定める標準授業時数である。

目標及び内容について

a. 目標

小学校段階で英語に慣れ親しみ、英語を聞いたり、話したりする活動の中で自分の考えや身近なことを伝えようとするコミュニケーション能力の基礎を培う。

また、英語で積極的なコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育てながら、英語や外国の文化についての興味・関心を深め、豊かな国際感覚と国際知識を養う。

b. 方針

小学校では、「聞く・話す」活動を中心に、ネイティブ・スピーカーとの体験的な英語活動を進め、音声重視の学習を基本とする。

簡単でまとまった会話の聞き取りができる程度の英語の力を育成する。

小学校と中学校の英語科における学習内容の系統性・連続性を図り、小学校から中学校での学習を通じて実践的なコミュニケーション能力の育成に努める。

幼・小・中の一貫した英語教育を進めることにより、国際社会に大きく羽ばたき活躍できる人材と原子力発電所立地等に伴う高度技術化が進む当村における次世代の優秀な人材を輩出することを目指す。

c . 実施方法

村内全小学校に「英語科」を設置し、村費負担英語教員とCEE及びALTとのチーム・ティーチングにより授業を行う。

英語科は、教科として位置付けることから学習目標と到達目標を明確にし、学習過程における児童の興味・関心、意欲、態度、言語の習得状況等について、評価の観点や評価方法を、東通村英語教育推進委員会で検討し、明らかにする。

英語科の教材は、平成18年度から村内全小学校で市販の教材を資料集として活用しており、これまでの英語活動の自作教材と併せて、東通村英語教育推進委員会で検討し、平成18年度から作成を進める。

転入児童における対応は、各学年の進行度合いに応じて英語学習がスムーズに取り組めるよう、村費負担英語教員とCEE及びALTが放課後や長期休業時等に個別指導を行う体制を整える。

また、英語科の授業時においても、チーム・ティーチングによるT2が重点的にサポートする体制を整える。

(4) 本計画と憲法、教育基本法、学校教育法に示す学校教育の目標との関係について

構造改革特別区域計画の認定を受け、学校教育要領に示されていない「英語科」を村内全小学校に導入することで、感性豊かな子供たちに早期の段階から生きた英語に親しませたいと考えている。それにより、英語によるコミュニケーション能力や基礎的な英語運用能力の育成がより深められていくものと考えている。

東通村では、平成17年3月に村長の諮問機関である21世紀東通村教育デ

ザイン検討委員会より東通村総合教育プラン「教育環境デザインひがしどおり21」の答申を受けた。答申では、「21世紀の国際的リーダーと村をリードする次世代の優秀な人材の輩出。」を目標としている。経済や社会のグローバル化・ボーダレス化が進展する現代の国際化社会において、グローバルな視点で将来の村づくりを支えることのみならず、日本国憲法や教育基本法の理念に基づき、「世界平和と人類の福祉に貢献する国民の育成」の役割を積極的に担い、国際社会に大きく貢献していくものとする。

また、学習指導要領に準拠し、その内容を発展させた学習を行い、少人数クラスと習熟度別授業及びチーム・ティーチングによるきめ細かく徹底した指導を行い、更に、定期的に信頼性の高い全国規模の学力検査を活用し、学習内容や到達度を把握する。

小学校3年生以上では、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う時間として総合的な学習の時間を設けられているが、英語科は、英語で積極的なコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育てながら、英語や外国の文化についての興味・関心を深め、豊かな国際感覚と国際知識を養うものであり、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的かつ創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることにもつながり、総合的な学習の時間の時数削減により、総合的な学習の時間の狙いが達成出来なくなることはない。

また、小学校1年生から小学校6年生までの児童の精神的負担に配慮し、随時、組織において検証及び評価を行い、必要に応じて、保護者や児童との相談の場を設ける。特に、小学校1年生から小学校2年生は、環境面が変わることへの不安、新しい教科に対する不安、総授業時数の増加における不安に配慮し、重点的に保護者との連携を密にし、相談や面談の時間を設け、弊害が生じないように体制を構築する。

万一問題のある場合は、速やかに必要な措置を村教育委員会並びに学校が講じるものである。